
平成22年 第4回 12月 (定例) 中 間 市 議 会 会 議 録 (第4日)

平成22年12月17日 (金曜日)

議事日程 (第4号)

平成22年12月17日 午前10時00分開議

- 日程第 1 第48号議案 平成22年度中間市一般会計補正予算 (第3号)
- 日程第 2 第49号議案 平成22年度中間市特別会計国民健康保険事業補正予算
(第3号)
- 日程第 3 第50号議案 平成22年度中間市公共下水道事業特別会計補正予算 (第
2号)
- 日程第 4 第51号議案 平成22年度中間市介護保険事業特別会計補正予算 (第
2号)
- 日程第 5 第52号議案 平成22年度中間市後期高齢者医療特別会計補正予算 (第
1号)
- (日程第1～日程第5 委員長報告・質疑・討論・採決)
- 日程第 6 第53号議案 中間市出張所設置条例の一部を改正する条例
- 日程第 7 第56号議案 中間市立学校施設使用条例の一部を改正する条例
- (日程第6～日程第7 委員長報告・質疑・討論・採決)
- 日程第 8 第58号議案 中間市農産物直売所設置及び管理に関する条例
- 日程第 9 第59号議案 中間市地域交流センター設置及び管理に関する条例
- (日程第8～日程第9 委員長報告・質疑・討論・採決)
- 日程第10 第60号議案 (仮称) 交流センター新築工事請負契約の変更について
- (日程第10 委員長報告・質疑・討論・採決)
- 日程第11 第61号議案 公の施設の指定管理者の指定について
- 日程第12 第62号議案 公の施設の指定管理者の指定について
- 日程第13 第63号議案 公の施設の指定管理者の指定について
- 日程第14 第64号議案 公の施設の指定管理者の指定について
- (日程第11～日程第14 委員長報告・質疑・討論・採決)
- 日程第15 請願第1号 市民の気軽な足となるコミュニティバスの運行を求める請願
- (日程第15 趣旨説明省略・質疑・討論・採決)
- 日程第16 意見書案 切れ目ない中小企業支援及び金融支援策を求める意見書
第21号

- 日程第 17 意見書案 地方経済の活性化策を求める意見書
第 22 号
(日程第 16～日程第 17 提案理由説明・質疑・討論・採決)
- 日程第 18 意見書案 ヒト T 細胞白血病ウイルス 1 型 (HTLV-1) 総合対策を求
第 23 号 める意見書
- 日程第 19 意見書案 脳脊髄液減少症の診断・治療の確立を求める意見書
第 24 号
(日程第 18～日程第 19 提案理由説明・質疑・討論・採決)
- 日程第 20 意見書案 障害者自立支援法の廃止を求める意見書
第 26 号
(日程第 20 提案理由説明・質疑・討論・採決)
- 日程第 21 意見書案 沖縄県尖閣諸島の領土権に関する意見書
第 29 号
(日程第 21 提案理由説明省略・質疑・討論・採決)
- 日程第 22 意見書案 児童福祉司の配置基準の見直しを求める意見書
第 30 号
(日程第 22 提案理由説明省略・質疑・討論・採決)
- 日程第 23 意見書案 TPP (環太平洋経済連携協定) 交渉への慎重な対応を求
第 31 号 める意見書
(日程第 23 提案理由説明省略・質疑・討論・採決)
- 日程第 24 陳情の件
(日程第 24 号 継続審査 平成 22 年 9 月)
- 日程第 25 会議録署名議員の指名

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員 (19名)

1 番 中家多恵子君	2 番 藤本 利彦君
3 番 安田 明美君	4 番 植本 種實君
5 番 宮下 寛君	6 番 青木 孝子君
7 番 原田 隆博君	8 番 井上 太一君
9 番 掛田るみ子君	10 番 草場 満彦君
11 番 中尾 淳子君	12 番 古野 嘉久君
13 番 上村 武郎君	14 番 井上 久雄君

15番 山本 慎悟君
17番 片岡 誠二君
19番 米満 一彦君

16番 堀田 英雄君
18番 下川 俊秀君

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

市長	………	松下 俊男君	副市長	………	小南 哲雄君
教育長	………	吉田 孝君	総務部長	………	成光 嘉明君
市民部長	………	白尾 啓介君	保健福祉部長	………	藤井 紀生君
福祉事務所長	………	溝口 悟君	建設産業部長	………	三島 秀信君
教育部長	………	小島 一行君	上下水道局長	………	永野 博之君
市立病院事務長	…	行徳 幸弘君	消防長	………	一田 健二君
総務課長	………	柴田精一郎君			
総合まちづくり課長	………				松尾 壮吾君
財政課長	………	高橋 洋君	契約課長	………	五十田信行君
市民課長	………	矢野 良一君	介護保険課長	………	山本 信弘君
健康増進課長	………	木森 光彦君	産業振興課長	………	吉國 良一君
学校教育課長	………	深見 卓也君	生涯学習課長	………	山崎 淳子君
下水道課長	………	中嶋 秀喜君			

事務局出席職員職氏名

局長	植木 建一君	次長	小田 清人君
書記	岡 和訓君	書記	江上真由美君

午前10時00分開議

○議長（井上 太一君）

おはようございます。会議に入ります前に、市長から報告したい旨の申し出がありますので、これを受けたいと思います。松下市長。

○市長（松下 俊男君）

公債費負担適正化の取り組みにつきましてご報告申し上げます。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律に定められております実質公債費比率が、平成21年度の決算におきまして、前年度と比較をし1.5ポイント悪化し、15.8%に上昇しましたこと、また、本年度におきましては公債費の償還がピークを迎えますことから、行財政改革の一環としてその負担軽減対策に取り組んでまいりました。

取り組みの内容といたしましては、一つ目は、プライマリーバランス均衡の遵守、二つ目は、現在の低金利情勢を活用し、過去における銀行等引受資金の高金利の起債を低金利のものに借り換える取り組みでございます。

現在、銀行等金融機関が保有する本市の起債残高は76億2,900万円であり、その7割以上を本市の指定金融機関であります西日本シティ銀行が引き受けております。

今回、起債残高に対する金利の引き下げについて、同行と協議をいたしましたところ、同行が保有しております平成4年度から平成21年度までの起債残高の55億9,300万円につきまして、平均金利で0.518%の金利を引き下げることとなりました。

この金利の引き下げにより、今後10年間で約2億6,600万円の利息の負担が軽減されることとなります。税収不足など財源確保に迫られる本市におきましては、指定金融機関であります西日本シティ銀行に大変なご協力をいただきまして感謝をいたしているところでございます。

しかしながら、今後も扶助費など社会保障費の増加が予想され、財政状況の厳しさは依然変わりはございませんので、今後も引き続き効率的な財政運営を確実に推進していくことを申し上げまして、公債費負担適正化の取り組みについてのご報告とさせていただきます。

○議長（井上 太一君）

ただいままでの出席議員は19名で定足数に達しておりますので、これより会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付しておりますので、ご了承をお願いいたします。

なお、本日の議案等の朗読は省略したいと思いますので、ご了承をお願いいたします。

日程第1. 第48号議案

日程第2. 第49号議案

日程第3. 第50号議案

日程第4. 第51号議案

日程第5. 第52号議案

○議長（井上 太一君）

これより日程第1、第48号議案から日程第5、第52号議案までの平成22年度各会計補正予算5件を一括して議題とし、各常任委員長の報告を求めます。

まず、下川俊秀総務委員長。

○総務委員長（下川 俊秀君）

ご指名によりまして、ただいま議題となっております第48号議案一般会計補正予算（第3号）のうち、総務委員会に付託されました所管部分につきまして審査を行いましたので、その概要と結果をご報告申し上げます。

今回の補正予算の総額は1億6,760万円で一般会計の総額を163億8,810万円とするものです。補正の主なものといたしましては、歳入として、本年度の普通交付税が確定いたしましたので、その額を増額いたしております。

本年度における地方交付税の総額は、地方財政計画により16兆9,000億円とし、前年度から6.8%増額と示されておりましたが、本市における本年度普通交付税の額は43億3,350万円となり、昨年度と比較して2億8,930万円、率にして7.2%の増となり、今回の増額補正となったものです。国庫支出金では、総務費に国庫補助金のまちづくり交付金に216万円や、市債の防災対策事業債に280万円をそれぞれ計上されております。

また、歳出における職員人件費について、本年度も定員管理計画に基づき退職者の補充抑制及び人事院勧告に準じた給与引き下げにより職員給7,050万円、一般職期末勤勉手当4,890万円、特別職期末手当160万円がそれぞれ減額され、総額1億4,540万円を減額いたしております。

委員より、中間市の実質公債費比率は平成20年度に14.3%あったものが、平成21年に15.8%になり、1.5ポイント悪化している。現行のこのままの状態に移行すると今後どのようなようになるかと質疑があり、執行部より、22年度から1年、2年が今後ピークになると思われますが、その場合は17%ぐらいになると予想されますとの説明がっております。

次に、総務費として電算管理費に800万円の増額補正をいたしております。これは職員が日常業務に使用しておりますパーソナルコンピュータのうち、平成14年から平成15年にかけて購入いたしましたパソコン178台につきまして、ウインドウズ2000という基本ソフトウェアで稼働しておりますが、本年7月でマイクロソフト社からのサポートが終了いたしましたことや、また、老朽化が激しく故障が多発しており、業務に支障が出ております。このためにパソコンを新たに購入するものでありますことから、今回補正予算に計上いたしましたものと説明がなされました。

消防費では、非常備消防費に２８０万円を増額しております。内容につきましては、第１分団、第４分団、第５分団の消防団格納庫への下水道接続及びトイレの設置委託料として計上し、消防団の活動の充実を図ることとしております。

以上が当委員会に付託されました概要であります。

最後に採決いたしました結果、全員賛成で原案どおり可決すべきと決した次第であります。よろしくご審議のほどお願い申し上げまして、委員長の報告を終わります。

○議長（井上 太一君）

次に、掛田るみ子市民文教委員長。

○市民文教委員長（掛田るみ子君）

ご指名によりまして、ただいま議題となっております第４８号議案のうち、市民文教委員会に付託されました所管部分につきまして審査を行いましたので、その概要と結果をご報告申し上げます。

初めに、市民部所管の歳入につきましては、長引く景気低迷による厳しい雇用情勢の影響により、個人市民税１億２，７００万円及び地価の下落時点修正による固定資産税３，５００万円がそれぞれ減額されています。

次に、歳出につきまして主なものは、諸費としまして、市税過年度還付金２６０万円が増額されております。これは企業の前年度法人市民税額の半分を年度の途中にあらかじめ納める予定納税額より決算後の確定税額が下回ったことにより、納め過ぎの法人市民税を還付するものです。

次に、賦課徴収費として２９０万円が増額されております。この主なものは、賦課事務に要する経費で、国と地方を通じた税務事務の効率化を図ることを目的に、平成２３年１月から実施される所得税確定申告者の電子データを国税庁から各自治体へ送信する国税連携受信サーバー設置及び確定申告受付支援システム改修に伴う委託料です。

次に、環境衛生費として、平成２３年４月からごみの収集につきましては市内全域のステーション化が完全実施されますことから、カラス等の防御ネット購入による経費４００万円が増額されています。

委員より、ごみ収集方式がステーション化されることによりごみ出し困難者への配慮、また、市民の方に対して十分な説明を行うなど、市民サービスの低下にならないよう対応してほしいとの意見が出されました。

次に、教育部所管で歳出の主なものは、学校管理費として、中学校管理運営に要する経費１億６００万円が増額されております。この主なものは、中間中学校耐震工事監理業務委託料１３０万円と、中間中学校校舎及び屋内運動場の耐震補強工事費１億４７０万円です。

次に、教育振興費として、要保護及び準要保護対象者の増加により小学校２６０万円、中学校２７０万円がそれぞれ扶助費として増額されております。

次に、社会教育費のうち図書館・歴史資料館費として、歴史資料館管理運営に要する経費 9 9 万円が増額されております。これは、来年 4 月に開設されます地域交流センターに歴史資料館が移設することによる資料館展示模型の解体及び組み立て、また同館展示資料の運搬に係る委託料です。

以上が当委員会に付託されました議案の内容でございます。

最後に採決いたしました結果、一般会計補正予算について、市民文教委員会に付託されました所管部分は、全員賛成で原案どおり可決すべきであると決した次第でございます。よろしくご審議のほどお願い申し上げまして、委員長の報告を終わります。

○議長（井上 太一君）

次に、井上久雄保健福祉委員長。

○保健福祉委員長（井上 久雄君）

ご指名によりまして、ただいま議題となっております第 4 8 号議案のうち、保健福祉委員会に付託されました所管部分並びに第 4 9 号議案、第 5 1 号議案、第 5 2 号議案につきまして審査を行いましたので、その概要と結果をご報告申し上げます。

まず、第 4 8 号議案一般会計補正予算について申し上げます。

歳出の主なものは、総務費の総務管理費では、平成 2 1 年度の交付額確定に伴う生活保護費国庫負担金返還金 4, 4 0 0 万円が増額され、民生費の社会福祉費では、障害者医療における対象者の増加に伴い身体障害者自立支援医療費 1, 5 0 0 万円、知的障害者生活介護介護給付費 1, 3 0 0 万円、重度心身障害者医療費 2, 4 3 0 万円、市内 3 カ所のグループホームの消防設備費に対する補助金として 8 6 0 万円が増額されております。また、衛生費の保健衛生費では、新型インフルエンザ等の予防接種委託料として 1, 0 0 0 万円が増額されております。

次に、第 4 9 号議案特別会計国民健康保険事業補正予算について申し上げます。

歳出の主なものは、非自発的失業者減免処理の電算システム改修のための委託料 4 0 0 万円、特別収納対策事業に係る公用車やパソコンなどの備品購入費 1 2 0 万円が増額されております。また、医療費の伸びにより退職被保険者にかかわる療養費 1 4 0 万円、一般被保険者高額療養費 2, 5 0 0 万円が増額されています。

また、諸拠出金等が確定したことに伴い老人保健拠出金 3 9 0 万円、後期高齢者支援金等 5, 5 2 0 万円、前期高齢者納付金 7 0 万円が減額され、介護納付金 9 8 0 万円が増額されております。

歳入の主なものは国庫補助金 2 5 0 万円が増額され、国庫負担金 6 9 0 万円、歳入欠かん補填収入 1, 4 0 0 万円が減額されております。

次に、第 5 1 号議案介護保険事業特別会計補正予算について申し上げます。

保険事業勘定の歳出では、人事異動に伴う職員人件費 6 2 0 万円が増額されています。歳入では、歳出補正に伴う職員給与等繰入金 6 2 0 万円が増額されています。

次に、サービス事業勘定の歳出では、予防給付ケアプラン作成委託料及び居宅介護支援等事業に用いる公用車の購入費用として居宅介護支援事業費 310 万円が増額されています。歳入では、居宅支援サービス計画費収入 130 万円、前年度繰越金 180 万円が増額されています。

次に、第 52 号議案後期高齢者医療特別会計補正予算について申し上げます。

今回の補正は、後期高齢者広域連合と中間市とでは会計の期間が異なっており、本市の出納整理期間にあった収入を次年度分の保険料負担金として広域連合に支出しなければならないことによるものです。

歳出の主なものは、後期高齢者医療広域連合納付金 1,120 万円が増額されています。歳入の主なものは、繰越金 1,120 万円が増額されています。

以上が当委員会に付託されました議案の概要であります。

最後にそれぞれ採決いたしました結果、いずれも全員賛成で原案どおり可決すべきと決した次第であります。よろしくご審議のほどお願い申し上げまして、委員長の報告を終わります。

○議長（井上 太一君）

次に、片岡誠二建設上下水道委員長。

○建設上下水道委員長（片岡 誠二君）

ご指名によりまして、ただいま議題となっております第 48 号議案及び第 50 号議案の補正予算 2 件につきまして、建設上下水道委員会に付託されました所管部分について審査を行いましたので、その概要と結果についてご報告申し上げます。

まず、第 48 号議案平成 22 年度中間市一般会計補正予算（第 3 号）につきまして申し上げます。

歳入の主なものといたしましては、交通違反反則金における還元交付金の交付額確定に伴い交通安全対策特別交付金 150 万円、農産物直売所開設業務委託料として緊急雇用創出事業交付金 171 万円、消費生活相談の機能強化のために地方消費者行政活性化基金事業費補助金 178 万円が計上されております。

歳出の主なものとして、総務管理費では、交通安全対策費として交通安全施設整備工事費 150 万円を計上しております。また、緊急雇用対策事業費として、補助率 100%で地域交流センター内に開設する農産物直売所開設業務委託料 171 万円を計上しております。

次に、農業総務費では人件費の調整で 74 万円の減額補正をし、農業振興費では地域交流センター直売所建設工事費 540 万円、備品購入費 900 万円で、合計 1,440 万円を計上しております。

商工総務費では、人件費の調整や補助率 100%の消費者行政事務に係る備品購入費 163 万円が主なもので、合計 179 万円の増額補正をしております。

土木費では人件費の調整で１，５９７万円の減額をし、土木費の都市計画総務費では、公共下水道事業特別会計繰出金の確定に伴う減額分として２，２４３万円の減額補正を計上しております。

次に、第５０号議案平成２２年度中間市公共下水道事業特別会計補正予算（第２号）につきまして申し上げます。

今回の補正の主な内容といたしましては、歳出では、人事異動及び給与改定により人件費を１００万円増額、また下水道受益者負担金の一括納付件数が増加したことにより受益者負担金報償費を７５０万円増額するものであります。

歳入では、下水道受益者負担金を３，１００万円増額し、一般会計繰入金を２，２４０万円減額するものであります。

以上の補正により歳入歳出それぞれ８５７万円増額し、予算の総額を２０億１，１９３万円とするものであります。

以上２議案につきまして審査の後、採決いたしましたところ、４８号議案及び５０号議案のいずれも全員賛成で原案どおり可決すべきであると決した次第であります。何とぞよろしくご審議の上、ご賛同賜りますようお願いいたしまして、委員長の報告を終わります。

○議長（井上 太一君）

これより質疑に入ります。ただいまの委員長の報告に対し質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（井上 太一君）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありますか。青木孝子さん。

○議員（６番 青木 孝子君）

第４８号議案平成２２年度中間市一般会計補正予算につきまして、この内容には人事院勧告によります職員等の給与の引き下げ等含みますもので、認めるわけにはいきませんということで反対いたします。

○議長（井上 太一君）

ほかに。下川俊秀君。

○議員（１８番 下川 俊秀君）

議案第４８号、市民文教委員会に付託された環境保全課所管の環境衛生費、一般財源で防御ネット補助金が４００万円計上されていますが、これは先ほど委員長から報告がありました来年度平成２３年４月１日から完全実施されるごみ出し場のステーション化の予算ですが、賛成の立場で討論させていただきます。

ごみ出し場のステーション化の推進ということで、各町内会に文書が配られています。これを見ますと、遠賀中間広域管内では中間市以外すべてステーション回収になっています。中間市においても、半数の所帯がステーション化を実施しており、同じ市内において

地区ごとに回収方法が異なることへの不公平さの解消を図るため、早急なステーション化が必要であるということはごもっともであり、私も賛成であります。

しかしながら、この文書の文言をよく見ていると、中間市ではごみの回収が開始された当初より、ごみの収集運搬委託業者が道路交通法第55条に反するステップ乗車、収集車の後尾にステップを設置して、そのステップに収集を行う作業員の人が乗って、車を移動させながらごみを収集するステップ乗車がいまだに行われている。また事故等が多発していることなどから、全国的にステップの取り外しが進んでいるが、中間市においても法令遵守の観点からと書いてありますが、なぜそれが今まで指導できなかったのか、なぜしなかったのか疑問でなりません。

現在、各町内会ではステーションの場所決めで苦慮しています。中間市は高齢化率が高く、今まで家の前で回収していただいていたのが、何十メートルも運ばなければならないなどと苦情が出ていますが、収集業者の利便性を図るため市民に負担を強いるのはおかしいという意見も出ております。そのことを踏まえても、収集委託業者に対する法令遵守と市民に願うステーション化の問題は別々の課題でありますことから、市民の皆さんに納得していただく説明をお願いして、賛成討論といたします。

○議長（井上 太一君）

ほかに討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（井上 太一君）

これにて討論を終結いたします。

これより第48号議案から第52号議案までの平成22年度各会計補正予算5件を順次採決いたします。

議題のうち、まず第48号議案平成22年度中間市一般会計補正予算（第3号）を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議あり」の声あり）

○議長（井上 太一君）

ご異議がありますので、起立により採決いたします。第48号議案は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立）

○議長（井上 太一君）

起立多数であります。よって、第48号議案については委員長の報告のとおり可決することに決しました。

次に、第49号議案平成22年度中間市特別会計国民健康保険事業補正予算（第3号）を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告の

とおりに決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(井上 太一君)

ご異議なしと認めます。よって、第49号議案は委員長の報告のとおり可決することに決しました。

次に、第50号議案平成22年度中間市公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(井上 太一君)

ご異議なしと認めます。よって、第50号議案は委員長の報告のとおり可決することに決しました。

次に、第51号議案平成22年度中間市介護保険事業特別会計補正予算(第2号)を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(井上 太一君)

ご異議なしと認めます。よって、第51号議案は委員長の報告のとおり可決することに決しました。

次に、第52号議案平成22年度中間市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(井上 太一君)

ご異議なしと認めます。よって、第52号議案は委員長の報告のとおり可決することに決しました。

日程第6. 第53号議案

日程第7. 第56号議案

○議長(井上 太一君)

次に、日程第6、第53号議案及び日程第7、第56号議案の条例改正2件を一括して議題とし、市民文教委員長の報告を求めます。掛田るみ子市民文教委員長。

○市民文教委員長(掛田るみ子君)

ご指名によりまして、ただいま議題となっております第53号議案及び第56号議案について審査を行いましたので、その概要と結果をご報告申し上げます。

初めに、第５３号議案について申し上げます。

今回の条例改正は、平成２３年４月３日に開館いたします地域交流センター内に、西部出張所を設置することに伴い行われるものです。

西部出張所の業務内容は既に設置しております東部出張所と同様、証明等の発行業務が行われます。

また、業務時間につきましても本庁及び東部出張所と同様となっております。

なお、この条例は平成２３年４月４日から施行されます。

次に、第５６号議案について申し上げます。

今回の条例改正は、平成２２年１２月に市内の全中学校に武道場を設置することに伴い行われるものです。

改正の内容につきましては、現在、市民の皆様にご利用いただいております学校施設の屋内運動場に武道場を加えるものです。

また、使用料につきましても、体育館と同額とし、消費税を含めた総額表示となっております。

なお、この条例は平成２３年１月４日から施行されます。

以上が、当委員会に付託されました議案の内容でございます。

最後にそれぞれ採決いたしました結果、いずれも全員賛成で原案どおり可決すべきであると決した次第でございます。よろしくご審議のほどお願い申し上げまして、委員長の報告を終わります。

○議長（井上 太一君）

これより質疑に入ります。ただいまの委員長の報告に対し質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（井上 太一君）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（井上 太一君）

討論なしと認めます。

これより第５３号議案及び第５６号議案の条例改正２件を順次採決いたします。

議題のうち、まず第５３号議案中間市出張所設置条例の一部を改正する条例を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（井上 太一君）

ご異議なしと認めます。よって、第５３号議案は委員長の報告のとおり可決することに

決しました。

次に、第５６号議案中間市立学校施設使用条例の一部を改正する条例を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（井上 太一君）

ご異議なしと認めます。よって、第５６号議案は委員長の報告のとおり可決することに決しました。

日程第８．第５８号議案

日程第９．第５９号議案

○議長（井上 太一君）

次に、日程第８、第５８号議案及び日程第９、第５９号議案の条例２件を一括して議題とし、各常任委員長の報告を求めます。まず、片岡誠二建設上下水道委員長。

○建設上下水道委員長（片岡 誠二君）

ご指名によりまして、建設上下水道委員会に付託されました第５８号議案中間市農産物直売所設置及び管理に関する条例につきまして審査を行いましたので、その概要と結果についてご報告申し上げます。

本条例は、旧社会福祉センター跡地に建設中の農産物直売所についての設置及び管理条例であります。

条例の主な内容は、まず、施設の名称として、中間市さくらの里農産物直売所と定めております。直売所の開館時間につきましては、午前９時から午後６時までとし、休館日は毎月第２、第４火曜日並びに１月１日から３日までといたしております。

施設の管理につきましては、指定管理者による管理ができ、農産物等を販売するために施設使用料の額などを規定しております。

施行日につきましては、施設の開館に合わせて、平成２３年３月２７日とするものであります。

以上が本条例の主な内容でございます。

審査の後、採決いたしましたところ、全員賛成で原案どおり可決すべきであると決した次第であります。よろしくご審議の上、ご賛同賜りますようお願い申し上げまして、委員長の報告を終わります。

○議長（井上 太一君）

次に、掛田るみ子市民文教委員長。

○市民文教委員長（掛田るみ子君）

ご指名によりまして、ただいま議題となっております第５９号議案について審査を行い

ましたので、その概要と結果をご報告申し上げます。

今回の中間市地域交流センター設置及び管理に関する条例は、平成２３年４月３日に開館する中間市地域交流センターを設置することに伴い制定されるものです。

当該施設は延べ床面積８８５平方メートルの２階建ての建物で、１階には歴史民俗資料館、西部出張所、垣生公園を訪れた方などが昼食をとることができる休憩スペースや２階には会議室、和室、調理室、シャワー室等が設けられております。

また、同センターの施設使用料は、市内の公共施設の使用料とほぼ同額となっており、施設の管理運営は当面、直営とし、教育委員会生涯学習課が交流センターを所管することとなっております。

この条例は、施設の開館に合わせて平成２３年４月３日から施行されます。

以上が当委員会に付託されました議案の内容でございます。

最後に採決いたしました結果、全員賛成で原案どおり可決すべきであると決した次第でございます。よろしくご審議のほどお願い申し上げまして、委員長の報告を終わります。

○議長（井上 太一君）

これより質疑に入ります。ただいまの委員長の報告に対し質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（井上 太一君）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（井上 太一君）

討論なしと認めます。

これより第５８号議案及び第５９号議案の条例２件を順次採決いたします。

議題のうち、まず第５８号議案中間市農産物直売所設置及び管理に関する条例を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（井上 太一君）

ご異議なしと認めます。よって、第５８号議案は委員長の報告のとおり可決することに決しました。

次に、第５９号議案中間市地域交流センター設置及び管理に関する条例を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（井上 太一君）

ご異議なしと認めます。よって、第59号議案は委員長の報告のとおり可決すること
に決しました。

日程第10. 第60号議案

○議長（井上 太一君）

次に、日程第10、第60号議案（仮称）交流センター新築工事請負契約の変更につ
いてを議題とし、建設上下水道委員長の報告を求めます。片岡誠二建設上下水道委員長。

○建設上下水道委員長（片岡 誠二君）

ご指名によりまして、建設上下水道委員会に付託されました第60号議案（仮称）交
流センター新築工事請負契約の変更について審査を行いましたので、その概要と結果につ
いてご報告申し上げます。

本工事は、平成22年6月10日、山藤・ヒヤムタ建設工事共同企業体と1億9,824万
円で契約を締結しましたが、この契約金額を760万9,350円増額し、新たに2億
584万9,350円とするものであります。

変更の主な概要は、現在施工中である新築工事の敷地内に旧社会福祉センターの基礎が
残っており、交流センター及び直売所の新規基礎部分に干渉するため、その地中埋設物の
撤去費用と建物周辺の土間タイル張りテラスの沈下防止対策として、地盤改良を行う必要
が生じたことによるものであります。

委員から、旧社会福祉センターの図面などの管理が不十分ではなかったのかという指摘
や意見、また、解体業者と内容をしっかり確認してから契約を締結すべきであり、今後、
今回のような事情で補正予算化することのないようにとの意見が出されました。

審査の後、採決いたしましたところ、全員賛成で原案どおり可決すべきであると決した
次第であります。よろしくご審議の上、ご賛同賜りますようお願い申し上げまして、委員
長の報告を終わります。

○議長（井上 太一君）

これより質疑に入ります。ただいまの委員長の報告に対し質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（井上 太一君）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありますか。宮下寛君。

○議員（5番 宮下 寛君）

今回の交流センター新築工事の請負契約変更についてであります。今年の6月に山
藤・ヒヤムタ建設工事共同企業体と1億9,800万円で契約をし建設中というものです
が、地下に旧社会福祉センターの基礎部分が残っており、その撤去のために760万円を
追加補正というものであります。これまでも公共事業については、追加補正をするといっ

たことがありましたが、今回の当地は、社会福祉協議会が通谷地区へ移転した後の平成14年6月に旧社会福祉協議会の施設を撤去したとはいえ、公共施設があったところであり、図面等書類が残されてしかるべきものでありますが、8年も前のことで関係書類は廃棄処分されているということでありました。

先ほども述べましたが、問題の場所は公共施設が建っていたところであり、再び何らかの施設の利用が予測されるものではないでしょうか。保管期間が過ぎたからといって安易な処置は、市民の財産を預かっている役所としてのすることではないというように思います。また撤去した際、このような基礎部分が残っていたことを見過ごしていたということのそのずさんな管理の責任は厳しく問われるものであります。

この交流センターの建設は川西地域を初め市民の大きな期待を担ったものであり、遅滞なく進めなければなりません。この補正予算に反対するものではありませんが、また補正かと疑われるようなこのような不祥事を二度と起こさないように強く求め、討論を終わります。

○議長（井上 太一君）

ほかに討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（井上 太一君）

これにて討論を終結いたします。

これより第60号議案（仮称）交流センター新築工事請負契約の変更についてを採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（井上 太一君）

ご異議なしと認めます。よって、第60号議案は原案のとおり可決されました。

日程第11. 第61号議案

日程第12. 第62号議案

日程第13. 第63号議案

日程第14. 第64号議案

○議長（井上 太一君）

次に、日程第11、第61号議案から日程第14、第64号議案までの公の施設の指定管理者の指定についてを一括議題とし、各常任委員長の報告を求めます。まず、片岡誠二建設上下水道委員長。

○建設上下水道委員長（片岡 誠二君）

ご指名によりまして、建設上下水道委員会に付託されました第61号議案公の施設の指定管理者の指定について審査を行いましたので、その概要と結果についてご報告申し上げます。

ます。

来年3月27日に開設予定の中間市さくらの里農産物直売所は、地元産の米や野菜そして果物の販売を中心に据えていくため、出荷者である生産者農家との信頼関係が重要となってまいります。

そのことから、直売所の管理運営につきましては、民間事業者が有する固有のノウハウを生かすことが最善であると考え、市の直営ではなく指定管理者によるものとしました。

中間市公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例第5条の規定により、公募によらない指定管理者の候補者として、市内の生産者農家の方などで構成され小売業経験者も従事しております中間市さくらの里直売所事業組合を選定したものであります。

委員より、経営の先行きが十分に見通せない新規事業を指定期間5年間とする契約については、今後見直しをするようにとの意見がありました。

また、全市を挙げて取り組んでいく事業としていくためにも、中間市公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例改正を検討していただくようにとの意見も出されております。

審査の後採決いたしましたところ、全員賛成で原案どおり可決すべきであると決した次第であります。よろしくご審議の上、ご賛同賜りますようお願い申し上げまして、委員長の報告を終わります。

○議長（井上 太一君）

次に、掛田るみ子市民文教委員長。

○市民文教委員長（掛田るみ子君）

ご指名によりまして、ただいま議題となっております第62号議案について審査を行いましたので、その概要と結果をご報告申し上げます。

今回の公の施設の指定管理者の指定について、現在、財団法人中間市文化振興財団によって管理されております中間市市民会館、中間市体育文化センター、中間市武道場、中間市弓道場、中間市幼児用プール、中間市営野球場、中間市庭球場、中間市遠賀川河川敷市民グラウンド、中間市立図書館の9施設の指定管理者の指定期間が、平成23年3月31日をもちまして期間満了となります。

このことにより、中間市公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例に基づき、平成23年4月1日からの指定管理者に財団法人中間市文化振興財団を指定するものです。

中間市文化振興財団は、平成18年度から指定管理者として、地域に密着したさまざまな自主事業を効果的に行い、本市の芸術文化振興にも寄与しており、体育施設においても利用者数の増加及び利用者の利便性の向上や施設改善など体育施設の管理運営に実績を上げております。

また、今回の新たな事業計画では、市民会館開館15周年に合わせた記念事業の計画や

継続的な経費削減が掲げられ、経営の効率化と安定した市民サービスの提供が期待できるとの説明がありました。

このようなことを総合的に判断した結果、公募によることなく、引き続き財団法人中間市文化振興財団を市民会館ほか8施設の指定管理者として指定し、指定期間を平成23年4月1日から平成26年3月31日までの3年間とされております。

以上が当委員会に付託されました議案の内容でございます。

最後に採決いたしました結果、全員賛成で原案どおり可決すべきであると決した次第でございます。よろしくご審議のほどお願い申し上げまして、委員長の報告を終わります。

○議長（井上 太一君）

次に、井上久雄保健福祉委員長。

○保健福祉委員長（井上 久雄君）

ご指名によりまして、ただいま議題となっております第63号議案及び第64号議案について審査を行いましたので、その概要と結果をご報告申し上げます。

まず、第63号議案については、株式会社西日本医療福祉総合センターによって管理されています中間市松ヶ岡デイサービスセンターの指定管理者の指定期間が、平成23年3月31日をもって満了となることから、平成23年4月からの指定管理者を指定するものです。

今回の指定管理者の候補の選定においては、指定管理者選定委員会の意見をもとに、事業者から提出された施設の管理運営にかかわる事業計画書や収支計画書及び団体の経営状況等を精査するとともに、総合的に判断した結果、公募によることなく、引き続き株式会社西日本医療福祉総合センターが指定管理者の候補として選定されております。

続いて、第64号議案については、中間市老人クラブ連合会によって管理されています太陽の広場の指定管理者の指定期間が、平成23年3月31日をもって満了することから、平成23年4月からの指定管理者を指定するものです。

今回の指定管理者の候補の選定においては、指定管理者選定委員会の意見をもとに、当該団体から提出されました施設の管理運営にかかわる事業計画書や収支計画書及び団体の経営状況等を精査するとともに、施設の性格や利用状況、諸経費を含む市の支出金が指定管理者制度の導入後縮減されている点を踏まえ、総合的に判断した結果、公募によることなく、引き続き中間市老人クラブ連合会が指定管理者の候補者として選定されております。

なお、両議案とも指定期間につきましては、平成23年4月1日より平成26年3月31日までの3年間となっております。

以上が当委員会に付託されました議案の概要であります。

最後に採決いたしました結果、第63号議案は賛成多数で、第64号議案は全員賛成で、いずれも原案どおり可決すべきと決した次第であります。よろしくご審議のほどお願い申し上げまして、委員長の報告を終わります。

○議長（井上 太一君）

これより質疑に入ります。ただいまの委員長の報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（井上 太一君）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。青木孝子さん。

○議員（6番 青木 孝子君）

第63号議案公の施設の指定管理者の指定について、日本共産党市議団を代表いたしまして反対討論をいたします。

この議案は、中間市松ヶ岡デイサービスセンターの施設管理者を、株式会社西日本医療福祉総合センターに指定するというものです。

指定管理者制度は、公の施設の管理代行を公共的団体や民間企業に開放し、市民の税金でつくった施設を企業が運営して利益を上げることが可能にするものです。民間企業が運営すると施設の設置目的から逸脱して、ただ利用者を増やすことのみを追求するおそれがあります。また、経費の縮減ということで、人件費を削減するために不安定雇用を増やし、短期の臨時職員中心の運営となって、仕事の専門性や継続性を損ない、市民サービスを低下させかねません。

以上のことから反対といたします。

○議長（井上 太一君）

ほかに討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（井上 太一君）

これにて討論を終結いたします。

これより第61号議案から第64号議案までの議案4件を順次採決いたします。

議題のうち、まず第61号議案公の施設の指定管理者の指定についてを採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（井上 太一君）

ご異議なしと認めます。よって、第61号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第62号議案公の施設の指定管理者の指定についてを採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（井上 太一君）

ご異議なしと認めます。よって、第62号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第63号議案公の施設の指定管理者の指定についてを起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立)

○議長（井上 太一君）

起立多数であります。よって、第63号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第64号議案公の施設の指定管理者の指定についてを採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（井上 太一君）

ご異議なしと認めます。よって、第64号議案は原案のとおり可決されました。

日程第15. 請願第1号

○議長（井上 太一君）

次に、日程第15、請願第1号市民の気軽な足となるコミュニティバスの運行を求める請願を議題といたします。

お諮りいたします。本請願については趣旨の説明を省略することにしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（井上 太一君）

ご異議なしと認めます。よって、本請願については趣旨の説明を省略することに決しました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（井上 太一君）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題となっております請願第1号については委員会の付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（井上 太一君）

ご異議なしと認め、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。宮下寛君。

○議員（5番 宮下 寛君）

市民の皆さんが切実な願いを込め提出されたコミュニティバスの運行を求める請願署名がその後も増え続け、きょう現在で4,254名に達しました。この市民の願いを受け、全会派で請願の紹介議員になっていただきましたことは、中間市議会の良識を示したもの

と敬意を表するものであります。今後は一日も早くこのコミュニティバスを実現し、市民の皆さんに使いやすく喜ばれるようにするよう、議員諸氏と力を合わせていきたいと考えております。

以上、討論を終わります。

○議長（井上 太一君）

ほかに討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（井上 太一君）

これにて討論を終結いたします。

これより請願第1号市民の気軽な足となるコミュニティバスの運行を求める請願を採決いたします。本請願は原案のとおり採択することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（井上 太一君）

ご異議なしと認めます。よって、請願第1号は原案のとおり採択することに決しました。

日程第16．意見書案第21号

日程第17．意見書案第22号

○議長（井上 太一君）

次に、日程第16、意見書案第21号及び日程第17、意見書案第22号の意見書案2件を一括して議題とし、提案理由の説明を求めます。草場満彦君。

○議員（10番 草場 満彦君）

まず、切れ目ない中小企業支援及び金融支援策を求める意見書案の趣旨説明を行います。

現在、中小企業を取り巻く環境は、消費の低迷、デフレに伴う低価格競争、急激な円高など厳しい状況が続いており、7月から9月期の中小企業景況調査によると、中小企業は製造業を中心に依然厳しい状況にあります。

それに対し、政府の経済対策は逐次投入の手法で、景気回復への明確な方針を全く示すことなく、政策の予見性が欠如していると言わざるを得ません。政府が行った為替介入もさしたる効果を生むことなく、このまま円高を放置することは、製造業を中心とした中小企業の減益をさらに深刻化し、一層の産業の空洞化が懸念をされます。

このような状況があるにもかかわらず、政府は緊急保証制度の延長打ち切りを決定をし、中小企業金融円滑化法も時限を迎えます。中小企業にとって最も重要な資金繰り支援を打ち切ることによって資金が困窮すれば、事業が衰退し雇用に影響します。また、成長分野に取り組む中小企業支援を進めることは雇用促進にとっても重要であります。年末・年度末の中小企業の資金繰りに万全を期すとともに、本格的な景気回復に向けて切れ目のない対策が必要であります。

一方、来年度税制改正において法人税率の引き下げを行う場合、その財源確保のための租税特別措置見直しの結果として、中小企業が増税になってしまう可能性が指摘されています。法人税率引き下げの際は、中小企業の負担についても配慮しながら検討すべきです。

よって、政府におかれては、以下の項目を含め、切れ目ない中小企業支援及び金融支援策を早急に決定・実施するよう強く求めます。

1、中小企業の資金繰り支援策として、2010年度末で期限切れとなる中小企業金融円滑化法と緊急保証制度を再延長し保証枠を拡大すること。

2、成長分野の事業に取り組もうとする中小企業を支援するため、官民ファンドを有効に活用し、リスクマネーの提供を積極的に行うこと。

3、2011年度税制改正における法人税率引き下げの財源確保は、中小企業に配慮した検討を行い、租税特別措置の見直しによって増税となる場合は、負担緩和策を講じること。

次に、地方経済の活性化策を求める意見書案の趣旨説明を行います。

地方の経済・雇用は依然として極めて厳しい環境に置かれ、地域間格差もますます拡大をしております。今必要なことは、何よりも地域で仕事を生み出すことであり、その上で雇用の維持・創出や失業者支援の抜本的強化などを強力に推し進め、地方経済の活性化を図らねばなりません。

しかし、今国会に提出された補正予算はこうした地方の厳しい状況を認識しているとは到底思えず、国民生活を守ろうとの責任感や緊張感が全く感じられません。自治体が思い切った対策を打てるように国は大胆に支援すべきであります。

地方では、真に必要な公共事業の推進や農商工連携の拡充、観光振興の拡充など、地域の実情に応じた経済対策が求められています。特に、学校や公共施設の老朽化・耐震化対策や橋梁や上下水道などの社会資本ストックの改修等は住民生活を守る上でも、今後進めていかなければなりません。

よって、政府におかれては、下記の項目を含め、地域に即した事業支援による地域経済の活性化策を速やかに実施するよう強く要請をいたします。

1、地方活性化交付金の拡充を含め、自治体に対する予算を大幅に拡充すること。

2、厳しい雇用状況の中で自治体における雇用創出がより図られるよう、重点分野雇用創造事業の要件緩和など拡充策を講じること。

3、老朽化した学校施設等、社会資本の再生整備を推進するため、財政的支援を含めた対策を図ること。

以上、議員の皆様のご賛同を賜りますようお願い申し上げまして、意見書案2件に対する趣旨説明を終わります。

○議長（井上 太一君）

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(井上 太一君)

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題となっております意見書案2件については委員会の付託を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(井上 太一君)

ご異議なしと認め、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(井上 太一君)

討論なしと認めます。

これより意見書案2件を順次採決いたします。

議題のうち、まず意見書案第21号切れ目ない中小企業支援及び金融支援策を求める意見書を起立により採決いたします。本意見書案については原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立)

○議長(井上 太一君)

全員起立であります。よって、意見書案第21号は原案のとおり可決されました。

次に、意見書案第22号地方経済の活性化策を求める意見書を起立により採決いたします。本意見書案については原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立)

○議長(井上 太一君)

全員起立であります。よって、意見書案第22号は原案のとおり可決されました。

日程第18. 意見書案第23号

日程第19. 意見書案第24号

○議長(井上 太一君)

次に、日程第18、意見書案第23号及び日程第19、意見書案第24号の意見書案2件を一括して議題とし、提案理由の説明を求めます。中尾淳子さん。

○議員(11番 中尾 淳子君)

ヒトT細胞白血病ウイルス1型(HTLV-1)の総合対策を求める意見書案と脳脊髄液減少症の診断・治療の確立を求める意見書案2件につきまして、趣旨説明を行います。

初めに、ヒトT細胞白血病ウイルス1型の総合対策を求める意見書案についてですが、ヒトT細胞白血病ウイルス1型は、致死率の高い成人T細胞白血病や進行性の歩行、排尿

障害を伴う脊髄疾患を引き起こす原因ウイルスのことです。全国の感染者数は約108万人と推定され、主な感染経路は母親から子どもへの母乳を介した母子感染が6割以上を占めています。

このウイルスの特徴は、感染から発症までの潜伏期間が40年から60年と期間が長いことです。一度感染すると現代の医学ではウイルスを排除することができず、いまだ根本的な治療は確立されていません。主な感染経路であります母子感染を防ぐことが急務であります。そのために妊婦健診で感染の有無を調べる抗体検査が不可欠です。

よって、次の項目について早急に実現要望をするものであります。

1、キャリア妊婦の相談体制の全国的な整備。2、医療関係者に対する専門的教育。3、治療法の研究開発。4、国民への正しい知識の普及啓発等、継続的かつ総合的な対策推進を求め、意見書を提出するものです。

次に、脳脊髄液減少症の診断・治療の確立を求める意見書案についてですが、脳脊髄液減少症は、交通事故やスポーツ外傷などにより、頭部や全身に強い衝撃を受けることで脳脊髄液が漏れ、減少することによって頭痛、めまい、耳鳴り、倦怠感等、多種多様な症状が複合的にあらわれる特徴を持っています。

本年4月、脳脊髄液減少症とわかる前の検査費用は保険適用となりました。これは患者にとっては朗報でした。しかしこの疾患の治療に有効なブラッドパッチ療法についてはいまだ保険適用されず、高額な医療費負担に患者及びその家族は依然として厳しい環境に置かれています。

ブラッドパッチ療法とは、患者本人の血液を注入し血液凝固で髄液漏れの箇所をふさぐ治療法のことです。しかし、医師や学校などで認知度が低く、専門医や医療機関も少ないのが現状です。診療ガイドラインの策定及びこのブラッドパッチ療法等が速やかに保険適用とし、学校災害共済そして労働者災害補償保険さらに自賠責保険等の対象とすべきです。

よって、国においては、脳脊髄液減少症の診断及び治療の確立を早期に実現するよう求めるものです。

以上、皆様のご賛同を賜りますよう申し上げます、2案に対する趣旨説明を終わらせていただきます。

○議長（井上 太一君）

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（井上 太一君）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題となっております意見書案2件については委員会の付託を省略したいと思います、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（井上 太一君）

ご異議なしと認め、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（井上 太一君）

討論なしと認めます。

これより意見書案2件を順次採決いたします。

議題のうち、まず意見書案第23号ヒトT細胞白血病ウイルス1型総合対策を求める意見書を起立により採決いたします。本意見書案については原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立）

○議長（井上 太一君）

全員起立であります。よって、意見書案第23号は原案のとおり可決されました。

次に、意見書案第24号脳脊髄液減少症の診断・治療の確立を求める意見書を起立により採決いたします。本意見書案については原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立）

○議長（井上 太一君）

全員起立であります。よって、意見書案第24号は原案のとおり可決されました。

日程第20. 意見書案第26号

○議長（井上 太一君）

次に、日程第20、意見書案第26号障害者自立支援法の廃止を求める意見書を議題とし、提案理由の説明を求めます。青木孝子さん。

○議員（6番 青木 孝子君）

障害者自立支援法の廃止を求める意見書案の提案説明をいたします。

本年1月7日、政府は、障害者の尊厳を深く傷つけたことを心から反省すると表明し、障害者自立支援法違憲訴訟原告団、弁護団との間で、速やかに応益負担制度を廃止し、遅くとも2013年8月までに新たな総合的な福祉法制を実施するとした基本合意書を締結いたしました。

しかし、応益負担制度の廃止までの暫定的な負担軽減策は2010年度予算では必要額の3分の1しか計上されていません。また、切実な願いである低所得者の医療サービスの無料化についても触れておりません。

自立支援法によってもたらされた福祉サービスの報酬単価の引き上げや、日帰り単価の見直しも改善されず、福祉施設の経営難、福祉施設職員のワーキングプアなどをもたらし

たままです。

さらに、政府が提案した障害者自立支援法の一部改正案は、基本合意に基づき障害者が参加した障害者制度改革推進会議での議論を一切踏まえず、新法ができるまでのつなぎ法案としながら、2013年8月までの障害者自立支援法の廃止は明記されておられません。

政府に対し、障害者制度改革推進会議の議論を進めるとともに、障害者自立支援法を一刻も早く廃止し、障害者が人間らしく暮らせる法制度をつくるよう要請するものです。

以上で提案説明を終わります。皆様のご賛同よろしくお願いいたします。

○議長（井上 太一君）

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（井上 太一君）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題となっております意見書案第26号については委員会の付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（井上 太一君）

ご異議なしと認め、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（井上 太一君）

討論なしと認めます。

これより意見書案第26号障害者自立支援法の廃止を求める意見書を起立により採決いたします。本意見書案については原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立）

○議長（井上 太一君）

起立少数であります。よって、意見書案第26号は原案否決されました。

日程第21．意見書案第29号

○議長（井上 太一君）

次に、日程第21、意見書案第29号沖縄県尖閣諸島の領土権に関する意見書を議題といたします。

お諮りいたします。本意見書案については提案理由の説明を省略することにしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（井上 太一君）

ご異議なしと認めます。よって、本意見書案については提案理由の説明を省略すること
に決しました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(井上 太一君)

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題となっております意見書案第29号については委員会
の付託を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(井上 太一君)

ご異議なしと認め、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(井上 太一君)

討論なしと認めます。

これより意見書案第29号沖縄県尖閣諸島の領土権に関する意見書を採決いたします。
本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(井上 太一君)

ご異議なしと認めます。よって、意見書案第29号は原案のとおり可決されました。

日程第22. 意見書案第30号

○議長(井上 太一君)

次に、日程第22、意見書案第30号児童福祉司の配置基準の見直しを求める意見書を
議題といたします。

お諮りいたします。本意見書案については提案理由の説明を省略することにしたいと思
いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(井上 太一君)

ご異議なしと認めます。よって、本意見書案については提案理由の説明を省略すること
に決しました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(井上 太一君)

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題となっております意見書案第30号については委員会の付託を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(井上 太一君)

ご異議なしと認め、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(井上 太一君)

討論なしと認めます。

これより意見書案第30号児童福祉司の配置基準の見直しを求める意見書を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(井上 太一君)

ご異議なしと認めます。よって、意見書案第30号は原案のとおり可決されました。

日程第23. 意見書案第31号

○議長(井上 太一君)

次に、日程第23、意見書案第31号TPP(環太平洋経済連携協定)交渉への慎重な対応を求める意見書を議題といたします。

お諮りいたします。本意見書案については提案理由の説明を省略することにしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(井上 太一君)

ご異議なしと認めます。よって、本意見書案については提案理由の説明を省略することに決しました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(井上 太一君)

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題となっております意見書案第31号については委員会の付託を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(井上 太一君)

ご異議なしと認め、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(井上 太一君)

討論なしと認めます。

これより意見書案第31号TPP(環太平洋経済連携協定)交渉への慎重な対応を求める意見書を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(井上 太一君)

ご異議なしと認めます。よって、意見書案第31号は原案のとおり可決されました。

日程第24. 陳情の件

○議長(井上 太一君)

次に、日程第24、陳情の件を議題といたします。

ただいま議題となっております陳情の件については、所管の総務委員長から、目下、委員会において審査中につき、会議規則第99条の規定により継続審査の申し出があります。

お諮りいたします。委員長から申し出のとおり閉会中の継続審査に付することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(井上 太一君)

ご異議なしと認めます。よって、委員長から申し出のとおり閉会中の継続審査に付することに決しました。

日程第25. 会議録署名議員の指名

○議長(井上 太一君)

これより日程第25、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第76条の規定により、議長において植本種實君及び堀田英雄君を指名いたします。

○議長(井上 太一君)

以上をもちまして、今期定例会に付議された案件はすべて議了いたしました。よって、平成22年第4回中間市議会定例会はこれにて閉会いたします。

午前11時15分閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する

議 長 井 上 太 一

議 員 植 本 種 實

議 員 堀 田 英 雄